



街500 第132号(隔月10日発行)
2005年(平成17年)3月10日
発行所 社団法人横浜市商店街総連合会
発行人 福岡 實
住 所 〒231-0031 神奈川県横浜市中区
万代町1-1 横浜市教育文化センター11階
電 話 (045)662-0874
FAX (045)662-5888
Eメール shoren@iris.or.jp
制 作 有限会社商店街情報センター

本号の
主な記事

1~3=[特集]商店街会員入会勧誘資料をつくろう! 4=[ポイント解説]4月から全面施行 個人情報保護法のポイント 5=[省エネ街路灯考]太陽光・風力発電装置付やLED 6=[NEWS・NEWS]7=[フロム市役所]平成17年度経済局商店街関連事業の予算案概要について/イベント事業補助金の申請方法が変更になります! 8=[フロム市商連]第28回消費者と商店街を結び集い開催/区商連会長会議/商業セミナー/ジャンプスタートキャンペーン

商店街会員入会勧誘 資料集をつくろう!

加入促進マニュアルを市商連で作成

商店街会員加入促進プロジェクト報告

世田谷区の実践事例を研修

3月10日には、加入促進運動の先輩、東京都・世田谷区商連の大塚弘章副会長を招いて、ノウハウを伝授していただく研修会を開催した



市商連では単会における商店街会員加入促進を図るため、昨年12月、「商店街会員加入促進プロジェクト委員会」(委員長・岡野誠一鶴見区商連会長)を結成、2月まで3回の委員会を開催し、「横浜市商店街会員加入促進マニュアル」の内容をまとめた。

タイトルは、「ヨコハマひと・まち・みせ・の賑わいづくり!」。このマニュアルは、新規に出店した店や以前からの未加入店などに、役員や一般会員が商店街入会を勧めるための参考資料として活用していただくもの。

このマニュアルをもとに、各会で商店街の現状評価や今後の方向を改めて議論いただき、勧誘用資料の見直し、あるいは新規制作をされるよう委員会では期待している。新年度以降は、区商連、単会における取り組み体制を整備、加入促進運動の普及を図る。

1 加入促進の3本柱

- ・ 商店街の理念を明確にする
- ・ 商店街の魅力を高める
- ・ 商店街を理解してもらう

「加入促進マニュアル」の形態はA4判8ページで2色刷り。構成は、

(1)商店街の役割

(2)加入促進の3本柱

(3)加入依頼文書の例

詳細は後日、配付する現物をご覧ください

ただくとして、ここでは加入促進の3本柱についてポイントを述べておきたい。

1・商店街の理念を明確にする

(1)商店街まちづくり憲章などで商店

街の理念を示す。

会員が協力して地域を盛り上げる、

というスタンスを明確にする。

(2)理念を共有する。

憲章等をつくつたら、全ての商店

に配付し、その内容を全会員が理解

し、共有する。

2・商店街の魅力を高める

(1)地域と商店街の連携を図る。

(2)イベントやお祭り、販促事業を充

実する。

(3)商店街マップや案内板をつくり、

【委員会の経過と委員】

- 第1回 04年12月22日 商店街加入問題について、フリートーク
- 第2回 05年1月27日 商店街加入促進マニュアルの内容検討1
- 第3回 05年2月23日 商店街加入促進マニュアルの内容検討2

・商店街加入促進プロジェクトチーム委員

岡野誠一（委員長・鶴見区商連会長）、石川清貴（神奈川区商連会長）、
 玉木香一（中区商連会長）、黒川順吉（磯子区商連会長）、吉野栄輔（都筑区商連会長）、
 石垣徳知（瀬谷区商連会長）、松田泰征（市商連専務理事）、樋口泰雄（『街500』編集委員）、福永順彦（場所づくり研究所代表）、
 山田孝一（オブザーバー・市商業・サービス課課長補佐）

- 加入店を掲載する。
- (4)商店街のホームページをつくり、加入店を掲載する。
- (5)会員同士や地域の住民・団体・企業・学校関係者との交流機会を多くつくる。
- (6)地域の様々な情報を会員に提供する。
- (7)商店街環境の整備に努める。
- (8)商店街の安全性・利便性を高める。等々考えられるが、できることから取り組んでいく。

3・商店街を理解してもらう

- (1)商店街活動等を書類にまとめておく。
- ・商店街の歴史
- ・商店街憲章（方針、理念等）
- ・最新年度の総会資料（事業報告・計画、決算・予算・財産）
- ・会員及び役員名簿
- ・会費（額、基準、納入方法）
- ・商店街地図
- ・その他、事業の資料

(2)積極的に加入活動をする。

- ・開店時に役員などが訪問して開店祝いなどを贈り、勧誘する。
- ・未加入の店にも定期的に訪問したり、懇親会を開催する。参加できるような業態なら、イベントその他の事業の案内をして入会を勧める。
- ・店舗を貸しているオーナー、斡旋する不動産屋の理解を得る。出店する際は、商店街に加入すること、商店街の主な事業や会費負担などについても説明してもらえらるような関係をつくっておく。

廃業はしても地元に残るオーナーには、まちの発展のため、引き続き会員になってもらうよう説得する。会員でない場合でも、新年会や総会の案内をする。

*市商連では新年度に横浜市の不動産

業界団体に、店舗斡旋の際、地元商店街へ加入するよう説明してもらうこと

2 委員会での主な議論

1・商店街の近況

- (1)全体に売り上げは減少傾向。
- (2)永年、営業を続けてきた地場の店が廃業するケースが増加。
- (3)新規出店があっても商店会には加入しよつとしない、あるいは会費は払うが活動には参加しないチェーン店が多い。その結果、役員が固定化・高齢化している商店会が増えている。

横浜市商連加盟商店会 & 商店数推移

	商店会数	商店数
1995年(平成7年)	411会	18,609店
2004年(平成16年)	353会	14,804店
	58会	3,805店
	14%	20%

以上の結果として、95年から04年までの9年間に商店会数で14%、商店数で20%の会員が減少している。

2・加入・勧誘状況

(1)商店が集中し、独自の事務局があり、事業も活発な商店会は勧誘しやすいが、逆は難しい。

を理解してもらう活動を検討中。

- (2)チェーン店などは概して「本部に聞いてほしい」と言い、本部は「そういうことはオーナーにお任せしている」と言われることが少なくない。
- (3)勧誘にいったある学習塾から、「うちが商店街にお客を集めているのだから、こちらが会費をもらいたいぐらい」と言われた。そういう場合は、採算が見込めるからその商店街で開業したことを確認してもらうことにした。
- (4)勧誘用の説明をしたり、資料をつくるのに、今回のようなマニュアルを市商連でつくるのは大いに意味がある。
- (5)一般に、大きい商店街はいいが小規模商店街が問題。

3・その他

(1)「商店街は必要か」という基本的な問題について議論してもらうことも意味がある。

(2)ひとくちに商店街といっても、共通の目的を持つ会、持たない会、立地や規模、役員の個性などいろいろいる。各会の実情に合わせたマニュアルも必要ではないか。



街路灯などの共同施設を管理することも商店街の役割。それが会員の商店街帰属意識向上につながる(左写真は街路灯建て替えを検討中の神奈川区・曙通商店街)



単会での勉強会や懇談会で会員相互のコミュニケーションを深めることも大切(写真は神奈川区・大口通商店街協組での商店経営勉強会)



会員だけでなく、住民や学生さんたちにイベントの提案をしてもらったり、率直な意見を述べてもらうことも(写真は昨年12月、中区・野毛商店街で開催された、学生たち中心の運営による「商店街イベントプランコンテスト」)

(3) 勧誘する人が、どこまで商店街のメリット・意義を理解しているかが問題。

(4) 大型店等と地元商店との共存共栄が必要ということもマニュアルでは強調してほしい。

(5) 単会ばかりでなく、区商連や市商連の存在意義も問われている。「大店法があつた頃は大型店出店問題で区商連

が話し合いの窓口になつたが、『大店法が廃止されたら区商連の意味は少なくなつた』という声もかなりある」。

区商連の会費の大半が市商連に行き、区商連の財政は厳しい。大型店等の賛助会費が減っているうえに会員も減っているので辛い。

商店街は地域の核となり再生を！ 地域商業活性化委が提言

横浜市では地域商店街の活性化へ向け、市内の商店街や消費者らでつくる地域商業活性化検討委員会を昨年10月に結成、2月21日に「商店街を地域コミュニティの核として再生させる」提言を行った。

(1) 個店の魅力強化
骨子は、

(2) 高齢者や子育て支援施設の整備など地域や暮らしに必要な機能充実
(3) 防犯ステーションなど安全・快適・便利な商業環境の整備、などを大学やNPO、区との連携強化で進める、
というもの。

また、3月中旬に市民向けの協働宣言を出す予定。

横浜市商店街総連合会会員のための年金共済

加入時期 平成17年5月～6月25日まで
(17年9月1日始期分)

右表の金額は、神奈川財団年金共済制度規程にもとづく給付であり、積立金に付利する予定利率は1.25%(配当金は含まず)として計算した額ですが、今後、変動(増減)することがあります。したがって将来のお支払い額をお約束するものではありません。

10年確定年金給付額等試算表・2口月1万円の場合

加入期間	掛金累計	脱退一時金	基本年金月額
5年	600,000円	約599,700円	約(5,260)円
10年	1,200,000	1,233,920	10,810
15年	1,800,000	1,904,880	16,690
20年	2,400,000	2,614,760	22,910
25年	3,000,000	3,365,920	29,490

お問い合わせは... 神奈川県中小企業振興財団 事務局・Tel 045-312-5186

4月から全面施行 個人情報保護法のポイント



高度情報社会では大量の個人情報の入手や利用が容易だが、取扱には十分な配慮が必要だ

「子供が生まれたら、とたんに乳児用品を扱う業者からDMが何通もきた。こちらから住所など教えていないのに」という新聞の投書を最近見た。確かに、電話会社や先物商品その他の売り込み電話、出会い系サイトからのEメールなどが勝手に送りつけられてくる。コンピューターや通信が発達した高度情報社会の一面といえる。

「このまま放置すると大変なことになる」というのが2003年5月に部分施行された個人情報保護法の趣旨だ。この法律がこの4月から全面施行される。そこでこの法律のポイントをまとめてみた。

罰則は、懲役半年以下か罰金30万円以下

個人情報保護法（以下、法と略）全面施行のポイントは、「個人情報取扱事業者（以下、事業者と略）」の罰則規定が適用されることだ。罰則は、「6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金」（同法56条）。

**個人情報とは
氏名、生年月日など**
この法でいう個人情報とは、

事業者の義務

- (1) 利用目的の特定
- (2) 目的以外の利用は制限
- (3) 適正な取得
- (4) 利用目的の通知
- (5) 安全管理措置
- (6) 第三者への提供制限
- (7) 公表等
- (8) 開示

利用目的の特定とは、個人情報取扱の利用目的をできる限り特定することという。利用目的以外の利用はあらか

「生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別できるもの」という。

対象は5000人超の個人情報取扱事業者だが、以下も注意必要

対象は5000人超の個人情報を取り扱う事業者。この場合の事業者とは、コンピューターや顧客台帳などの紙媒体で個人情報を体系化して継続的に事業

を行っている事業者をさす。

法人、個人共に含まれ、営利活動、非営利活動を問わない。継続的に個人情報を利用している場合は、私的利用であっても事業者に含まれる。

では、5000人以下の個人情報しか扱わない場合は問題ないかというところでもない。個人情報の漏えい等があれば、苦情を受けたり、場合によっては損害賠償を要求されることもある。

じめ本人の同意を得る。不正な手段で取得してはならない。

個人情報を取扱った場合は、あらかじめ、その利用目的を公表している場合を除き、速やかに本人に通知または公表する。

取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、安全管理のために必要なかつ適切な措置を講じる。担当の管理者を決めるなどの措置も必要となる。従業員や外部業者に委託する場合はその監督をする。

このため、顧客名簿などを破棄する場合はシュレッダーなど

で細かく裁断することが必要となる。

こういった配慮がなく、漏えい、悪用された場合は事業者の過失となる。

第三者に提供してはならない。スタンプやポイントカード事業その他で得た個人情報を加盟店に提供するにも事前の告知と同意が必要になる。

個人情報について、事業者の名前、利用目的等を本人の知りうる状態にする。

本人から個人情報の開示を求められたら、遅滞なく開示する。

省エネ街路灯考

太陽光・風力発電装置付やLED

地球温暖化防止、電気代節減ということで公園や学校などの防犯灯、駐車場の照明用などに太陽光や風力による発電装置をつけたり、LED（発光ダイオード）など省エネタイプ電球を採用する動きが一部で始まっている。商店街の街路灯でもごく一部だが、導入事例が生まれている。

「コストと明るさの壁」

商店街の街路灯・防犯灯向けに太陽光や風力で発電・供給する仕組みを構築すれば、電力会社に支払う電気代は削減される。また多少とはいえ、地球温暖化防止に貢献することになる。

ただ、電気代が100%無料になつたとしても設置コストがかなりかかるため、長期間使用しても元がとれないという場合が多い。

厚木なかちよう大通りなど太陽光&風力発電装置付街路灯を設置した商店街もまれにあるが、行政の多額補助があつてできたもの。

太陽光や風力発電装置付の街路灯・防犯灯が使われているのは、公園や学校など公的施設が多い。民間では、山奥とか電力会社の電気につなげるコストが高い立地で使われている程度で、まだまだ普及しているとはいえない。また、まち中での太陽光発電や風力発電の場合、道路の広さ、形態により、小規模な設備しかできず、防犯灯程度にしか使えないという問題もある。

市が2商店街に太陽光発電装置

3月末「地球温暖化防止と商店街活性化への寄与」を目的に、栄区の本郷台駅前アーケード商店街と緑区の竹山団地中央商店会の2商店街に太陽光発電システムが導入される。横浜市環境保全局が、環境省の補助を得て、2商店街に設置するものだ。

今回のシステムで使える電力は5・5KW。主な用途は夜間の防犯灯だが、停電時には蓄電池の電力を災害時用として使用も可能。

太陽光パネルや蓄電池の購入と設置費総額は1500万円程度で、電気代軽減以上にコストはかかる。費用は、将来の普及を目指す実験の一環として市が負担する。

「仕組みと特徴」

- (1)太陽光パネルを商店街内建物屋上などに設置（広さは約42平米）
- (2)発電した電力（5・5KW程度）は蓄電池に充電、夜間防犯灯用に利用
- (3)防犯灯の点灯時間は各店閉店後4時間程度

(4)防犯灯は省エネタイプのものを使用
*雨天曇天が続く、蓄電が不足した場合や故障などの場合は、商用電力で点灯できる

など。

LED（発光ダイオード）とは

長所は低電力・長寿命 短所は明るさ・価格

Light Emitting Diodesの略称で、白熱灯などとは異なり、余計な熱を発生させずに、低電力で高輝度の発光が可能なのが最大の利点とされている半導体のこと。

長寿命、水銀を含まないなどのメリットがある反面、明るさが最大でも30ワット程度で街路灯用としては暗く、高価格（同じ明るさなら白熱電球の約300倍、蛍光灯の約21倍）という問題点がある。現状の主な用途は、イルミネーション、携帯電話画面、交通信号機など。商店街では住民への啓発を兼ね、深夜の防犯灯用などシンボリックな存在として使える程度。

LEDの大きな特徴

- (1)長寿命性:低電圧、低電流で発光し、発熱量が少なく、約4万~10万時間と長寿命である。
*白熱電球（1000時間）
蛍光灯（5000~1万2000時間）
- (2)低消費電力:交通信号灯では、従来電球式の70Wに対し、12Wに消費電力量が削減。
- (3)環境に優しい:有害物質である水銀を含まない。

*電気メーカーのHPを参照して作成
*寿命はメーカーにより格差あり

曙通りは太陽光街路灯を断念
神奈川県神奈川区の曙通商店会では、老朽化した街路灯（2灯式18基）を太陽光発電式のものに建て替える方向で検討していたが、3月の役員会で、従来の街路灯と同じタイプの街路灯とし、東電の電気を使うことに決定したという。理由は、道路幅が8メートル程度と狭く日照があまり期待できないことなどのため。

ただ、今後の技術革新で通常の商店街街路灯に使えるようになる可能性はある。

空き店舗に誘致した店が 活性化の機運もたらす!

港南区の芹が谷銀座商店会の空き店舗へ昨年12月に新店した生花&雑貨の店「Bee garden」が商店街に新風をもたらしているという。

同店を運営するのは、近くの障害者地域作業所を運営する「フラワーロード運営委員会」。

同商店会の早川恭三会長は、「以前は商店街の入り口が24時間古いシャッターが下りたままイメージ的によくなかった。そこが明るい花屋さんになっただけでもプラス。しかも花の教室や地元バンドの演奏会を開いたり、一緒に商店街情報紙を制作・配布までしてくれる。このまま定着してほしい」と期待する。



きつかけは市の空き店舗活用型コミュニケーション貢献事業。昨年9月の同商店会役員会で、この事業に名乗りをあげるため誘致店舗を検討、「明るい

イメージの花屋さんならいいのだが」ということになった。

そこで、役員谷口和男さん(レストランじゃがいも)経営)が「フラワーロードなら花の仕分けや販売実績があるし、せりぎんに臨時で店を出したこともある。所長とは知り合いだし(谷口さんの店でその作業所に通所する子供1人を週2日預かっている)」ということまで話を進めて実現したもの。

Bee garden 出店をきっかけに、商店街周辺を花壇のある地域にしようという構想や商店会の運営を若手中心とし、現在の役員はサポート役になろうという機運が出ている。

大壁画にクーポンマガジン

中区の野毛商店街協同組合と野毛飲食業協同組合は、3月20日から5月5日まで、「まちのみんなの大壁画 野毛にあつまれっっ!」を開催する。

壁画は、商店街内の複合ビル、ちえるる野毛3階の壁面を使い、ペニヤ板約50枚の絵を展示する。制作は野毛地区の商店会や学校、地区センターなど10団体に依頼した。

クーポンマガジンは、A4判8ページ程度の冊子で、有志60店が自店のサービス掲載(1店3000円)するほか野毛のタウンガイド的な内容も盛り込む。4000部発行し、地元の各種施設や商店などで配布する。

1月から始めた準備作業にはアイデアを出した横浜商大生や横浜国立大学生らも参加している。

サービス券付き買物マップ作成

瀬谷区商連は、サービス券(5枚)付き買物マップ2万部を作成、加盟店や公的施設などで配布している。

A4紙横長を4枚縦につなげた形状印刷費は瀬谷区、デザインでは横浜デジタルアーツ専門学校協力を得た。掲載店は同区商連加盟店の4分の1、約130店。掲載量は無料だが、何らかのサービスをすることが条件。



「お買い物マップ」の表紙

和田町にタウンマネージメント協議会

保土ヶ谷区の和田町商店街協組は4月に、和田西部町内会、横浜国立大学、横浜商工会議所と共に地域活性化の組織「和田町タウンマネージメント協議会」を発足させる。商業、環境、防災、障害者との交流など幅広い活動を目指す。

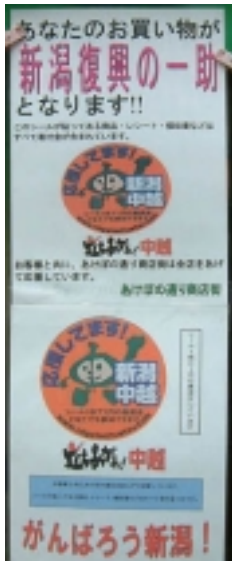
新潟中越地震義援金シールに協力

神奈川県の大町地区4商店街(曙通商店会、ななしま通り商店街振興会、大口通一番街、大口通商店街協同組合)では、新潟中越地震義援金シールに協力、3月初めから店頭の商品にシールの貼付を始めた。

「新潟中越地震義援金シール」とは、「新潟県地震に対して小千谷青年会議所が、復興へ向けて『立ちあがれ!中越』プロジェクトを立ち上げ、直接目に見えるものとして『復興シール』を企画シールを一枚2円で購入することで、1枚につき1円(残り1円は印刷費等の経費)の義援金になる仕組み」。

新聞記事でこのシールの存在を知った曙通り商店会の増田一夫氏は、「一度の寄付で終わってしまつてはななく、復興できるまで継続支援できる仕組みだ」と共感。早速、4地区合同の役員会で諮って了承を得、3月から取り組みを開始。初回は4商店会合同で約20万円分のシールを購入した。*詳しくは同プロジェクトのHPを。
<http://www.nigatachetsu.com/index.html>

1人でも多くのお客様に知ってもらおうと店頭用ポスターも作った



平成17年度 経済局商店街関連事業の予算案概要について

予算案については現在議会で審議中（議決前）ですが、商店街関連事業の概要を紹介します。

平成17年度予算は、来街者の減少や後継者難等により大変厳しい状況にある地域の中小商店街を重点的に支援する内容となっています。補助率・補助限度額など詳細につきましては、別途説明会の開催（5～6月）を予定しています。

1 地域商店街緊急支援事業

(1)安全・安心な商店街づくりモデル事業「新規」

積極的に防犯活動に取組む中小商店街（加盟店舗数100店舗以下）から防犯活動推進モデル商店街を選定（各区から4商店街を予定）し、自主防犯活動経費及び街路灯電気料の一部を助成します。

(2)商店街を核とした街づくり支援事業「新規」

地域のまちづくりの視点から、区が行う商店街と区民との連携による商店街振興策を支援します。

(3)市井の名店支援事業「新規」

(ア)市井の名店継承事業
個店事業者と継承希望者の情報収集や提供、マッチング

(イ)あきないの魅力づくり総合診断事業
「市井の名店」の継承者や商店街での開業希望者の事業計画作成支援や既存店舗への経営診断等の実施

(4)街の賑わい創出プラン支援事業

(ア)商店街診断・商店街ビジョン策定等支援事業
来街者等の調査を実施するとともに、ビジョンや活動方針等の作成を支援

(イ)「こだわりの逸品」街づくり事業
各個店の商品の差別化や販売力の強化に向けた商店街の取り組みを支援
(ウ)アドバイザー派遣事業
活性化事業の計画策定等を、アドバイザーを派遣し支援

(E)プラン実践支援事業「新規」
情報誌の発行など、活性化に向けて商店街が行う事業を支援

(5)商店街共同施設整備助成事業
街路灯やアーチ、防犯カメラなど来街者の増加や防犯などを図る共同施設の整備を支援します。

(6)商店街活性化イベント助成事業
地域の「にぎわい」や「交流」を生む商店街のイベント事業を支援します。なお、会員数30店舗以下の商店街に限り、中元・年末セール等の経費も補助対象とします。

2 ライフタウン整備事業

公共施設整備と一体的に商店街が実施する商業基盤施設の整備を助成します。

3 地域・大学との連携支援事業

(1)商店街活性化商学連携支援事業
商店街と大学等が協働で推進する活

性化に向けた取り組みを支援するとともに、市内8大学等とのネットワークを運営し、商学交流フォーラムを開催します。

(2)商店街空き店舗活用事業
(ア)商店街魅力アップ！空き店舗活用事業
空き店舗を活用して店舗等を開設する商店街や個人事業者等を対象に、店舗、施設の改装費、家賃等を助成します。あわせて個人事業者を対象とする場合の条件となる商店街のソフト事業にも助成を行います。

(イ)商店街コミュニティ強化事業（国庫補助）
空き店舗を活用して保育サービスや高齢者交流施設などの地域交流施設を開設する法人商店街、社会福祉法人、特定非営利活動法人を対象に、施設整備費及び建物賃借料等の経費を助成します。

(3)コミュニティ商店街モデル事業

コミュニティ機能の強化による商店街の活性化を図るため、モデル商店街でのソフト事業を支援します。（なおモデル商店街の新規募集は平成15年度で終了しています）

平成17年度 商店街活性化イベント助成事業（予定）

補助率	補助限度額	
3分の1	申請1、2回目	50万円
	申請3、4回目	25万円
	申請5回目以上（ただし、会員100店舗以下の商店街に限る）	15万円
	共同開催・区商連開催のうち、区民全体を対象とするもの	100万円

* 会員30店舗以下の商店街に限り、販売イベントも対象

【申請方法：変更後】

- ・「意向書」を経済局へ提出。（3月25日まで）
- ・「補助金交付申請書」を別途、各区商連へ提出。（6月末締切）注：市商連から、変更となります。
- ・「実績報告書」「補助金請求書」を、各区役所地域振興課へ提出。注：領収証・実施写真がないものは、補助対象となりません！

イベント事業補助金の申請方法が変更になります！

大型小売店舗の計画と届出書類を市役所で見ることができます

横浜市内：問合せ先・縦覧場所・意見書提出先
【横浜市経済局商業・サービス課】TEL.045-671-2591
URL <http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/seido/yoko.html>

届け出の内容	縦覧期間・意見書提出期限	縦覧場所
・大規模小売店舗の名称（所在区）		横浜市経済局商業サービス課
新設（新設のみ店舗所在区の各区役所区政推進課でも見ることができます）		
アピタ長津田店（緑区）/ ユニー（株）ほか（仮称）スーパービバホーム長津田店（緑区）/ トステムビバ（株）	平成17年5月25日まで	
大規模小売店舗の施設の配置及び運営に関する変更		
東急すき野ビル（青葉区）/ 東急ストアほか	平成17年3月25日まで	
岩崎学園ビル（西区）/（株）三越ほか	平成17年4月4日まで	
相鉄ジョイナスほか（西区）	平成17年4月15日まで 平成17年5月25日まで	
山手台ショッピングセンタービル（泉区）/（株）いなげや、（株）カメラのきむら	平成17年4月25日まで	
独立行政法人都市再生機構洋光台中央団地中心施設（1街区）（磯子区）/（株）東急ストア	平成17年6月15日まで	
パーニースニューヨーク横浜店（中区） 十栄ビル（緑区）/（株）ダイエー		

消費者と商店街を結ぶ集い

2月26日、横浜文化体育館において『第28回消費者と商店街を結ぶ集い』が開催された。

最初に、「商店街活動に功労のあった商店街役員並びに優良商業従事者」103名の方々の市商連会長表彰及び市長表彰が行われた。

続いて「神野美伽歌謡ショー」や「お笑いコーナー」(WAHANA本舗・梅垣義明、ポカスカジャン)などを昼夜合わせて2回、約8000人のお客様に楽しんでいただいた。



神野美伽歌謡ショーに先立ち、功労役員及び優良商業従事者表彰式が行われた(写真は三堀副会長から市商連会長表彰を受ける受表彰者代表)

区商連会長会議

2月17日、区商連会長会議が区商連会議室で開かれた。主な議題は、

- (1)「健康横浜21」健康情報バンク設置
- (2)商店街子供インターンシップ・モデル事業
- (3)平成17年度市経済局商店街関係予算
- (4)市商連17年度予算編成
- (5)商業セミナー等研修事業について

ほか。

商業セミナー

商いの達人らに商売の極意など聴く

市商連では市経済局と合同で、2月から3月にかけて以下の内容で商業セミナーを実施中。

2月20日 商いの達人に聴く、専門店化への極意、伝えることの大切さ
横濱弘明寺商店街協組 酒造工房川松屋・川松正孝氏



写真は3月10日のセミナー(講師は池谷氏)

3月10日
あつまれ
スタンブ会
「スタン
プ・ポイン
トカードの
おもしろ活
用術」立
川市・羽衣
振組・狭山

園店主・池谷健治氏

3月15日 プロが診断「ホームページの利用法」(株)スラム代表取締役・竹内幸次氏(対象は商店会事務局員)

ジャンプスタートキャンペーン

Y.Y.クラブでは、05年度も横浜F・マリノスと横浜ベイスターズの応援活動を実施する。その第1弾が標題のキャンペーン。

内容は、両チームの公式戦観戦チケットをY.Y.クラブ加盟商店会に特別価格で販売する。購入商店会は、地元消費者向けにセールを実施する。参加商店会には、両チームから装飾フラッグが進呈される。

募集期間は3月下旬まで。実施期間は4月。

Jリーグ2年連続優勝のマリノス、牛島新監督を迎えセリーグ連続最下位からマジで優勝を狙うというベイスターズ。若者やおじさん世代などどつながりをもめるチャンスになることも期待できる。

詳細は、市商連事務局まで。

3月29日に予算総会

市商連では、3月29日(火)午前11時より開港記念会館で、平成17年度の予算理事会、午後1時より予算総会を開催する。

本紙リニューアルにご提案を

『街500』は、新年度からタイトルの変更をはじめ、読みやすい紙面づくりを目指してリニューアルします。

また、市商連ホームページとの連携を強めて速報はHPや市商連メーリングリストなどで発信していく方針です。

レイアウトなど紙面の外観、そして記事の身身などについて、「ご意見情報」など、ぜひ事務局までお寄せください。

まちのニュースやご意見を

本紙へのアンケートをお願いします。市商連HPの『街500』へアクセスし、最新号を見ていただくとアンケート欄に行くように設定してあります。商連HP

<http://www.yokohama-syoutengai.com/>

共通商品券情報

2004年12・2005年1月の実績

(カッコ内前年比)

発行額(万円)	回収額(万円)	回収率
437(160%)	516(79%)	118%

(数字は万円)

12月の発行額ベスト3

- (1)港南区・いづみプラザ上永谷商店会 50
- (2)港北区・港北区商店街連合会 40
- (2)港南区・芦が谷銀座商店会 40

1月の発行額ベスト3

- (1)保土ヶ谷区・西谷商栄会 50
- (1)南区・横濱弘明寺商店街協組 50
- (3)神奈川区・大口通商店街協組 25